

令和5年4月1日

令和5年度 本校における働き方改革に向けた取り組みについて

令和3年度から6年度までの「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」の策定を受け、本校としての具体的な取り組みについて検討した。

○ 「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」（抜粋）

【学校における働き方改革の目的】

教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職員人生を豊かにすることにより、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行う。

※ 教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通して心身ともに健康であるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、子供たち一人ひとりの豊かな学びや健やかな成長を目指した教育の充実を図る。

【目標】

- (1) 【取組の重点目標】の実践により、
学校・教職員の業務内容の見直し、教職員の長時間勤務の状態を改善
 - ① 勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定
 - ② 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底
 - ③ 校務の精選・効率化・明確化

- (2) 「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の履行
数値目標の達成
 - ① 時間外在校等時間の縮減
時間外在校等時間月80時間を超える職員ゼロ（令和4年度末まで）
 - ② 子供と向き合う時間の確保
「きずなの日」年間20日以上実施（令和5年度末まで）

○ 【目標】を受けて 本校の具体的な取組

1 勤務時間の適正化

(1) 出勤時間

- ・ 午前7時以降に出勤する。 ※ 機械警備記録により把握する。
(特別な理由がある場合は、事前に管理職に申し出る。)

(2) 退勤時間

- ・ 午後8時以降残留する職員は、管理職に申し出る。
(午後7時以降残留する職員は、全員その理由(具体的な業務内容)を日直日誌へ記載する。原則、午後8時までには、退勤する。)

※ 機械警備記録により把握する。

※ どのような業務内容により時間外に在校しているかを把握し、改善策を検討

(3) きずなの日

- ・ 午後6時完全定時退庁日とする。 ※ 機械警備記録により把握する。

(4) 出退勤調査

- ・ 時間外等在校時間 月平均40時間以内 (一日平均2時間以内を目途)
(県教育委員会における上限時間の原則

月45時間【2か月80時間】年360時間)

※ 個々のPC記録と申告により把握する。

所定の要件に該当する職員がいた場合、県教委への報告、管理職及び衛生管理医による面談を実施

2 教職員の意識改革

- ・ 個々の意識改革、職場全体の意識として醸成していく必要がある。

児童・生徒に向き合う時間確保とメンタルヘルスの保持

自分の健康維持・管理 → 家族や家庭への影響

子育て支援の観点

人事評価 自己観察書への目標設定と評価

学校評価 学校評価における目標設定と評価

教員採用にも係る社会問題

等々

3 校務の効率化、明確化

(1) 会議の効率化

- ・ 会議資料作成時、議題と連絡事項の区別
- ・ ICT化・ペーパーレスに努める。
- ・ 会議における議題と連絡事項の区別 → 時間設定(原則1時間以内)

(2) 資料作成の時間短縮

- ・ 昨年度の資料を基にする。
- ・ 報告は極力A4一枚表面で簡潔にする。